

専門医の認定に関する申し合わせ

1 目的

本申し合わせは、専門医の認定に関する内規（以下、内規という）第3条第3項に基づき、リハビリテーション科専門医（以下、専門医という）の認定に関する手続き及び試験方法について定めるものである。

2 資格審査

- (1) 認定委員会は、専門医の認定を申請する者の資格について、内規第2条に基づき審査する。
- (2) 資格審査の運用に当たって検討すべき事項が生じたときは、認定委員会で審議する。

3 公告

専門医の認定にかかる申請手続き及び認定試験の期日、その他試験の実施について必要な事項は、会誌に公告するものとする。

4 認定申請

認定を受けようとする者は、内規第2条に掲げる資格要件にかかる認定申請書等の書類を提出しなければならない。

5 試験

- (1) 資格審査の結果、専門医の認定を申請する者に資格があると認められた者は、試験を受けることができる。
- (2) 試験は、筆記試験及び口頭試験とし、その目的は次の各号に掲げるものとする。
 - 1) 筆記試験は、専門医としての基礎知識を考査する。
 - 2) 口頭試験は、臨床を含めた専門医としての資質を確認する。
- (3) 筆記試験は試験問題委員会が作成し、口頭試験は認定委員会及び理事長が委嘱した試験特別委員が行うものとする。

6 試験実施

認定試験の実施については、本申し合わせに定めるほか、専門医認定試験の実施に関する申し合わせによるものとする。

7 専門医の認定

認定は、第5項による試験の結果を認定委員会が審査し、理事会もしくは業務執行理事会の議を経て、規則第4条第3項により行う。

8 認定手続

前項により合格の通知を受けた者については、専門医認定試験の実施に関する申し合わせに定めるところにより専門医認定の手続きをとるものとする。

9 認定の取消

専門医が次の各号の何れかに該当する場合は、認定委員会及び理事会の議を経て、認定を取り消すものとする。

- (1) 定款第8条の規定により会員の資格を喪失したとき
- (2) 医師の資格を喪失したとき
- (3) 専門医の資格を辞退したとき
- (4) 専門医生涯教育に関する内規に基づく資格更新が認められなかったとき
- (5) 専門医として相応しくない行為があったと理事会が認めたとき

10 取消の通知

認定の取消の通知は、理事長が行う。通知を受けた者は、専門医認定証及び研修手帳を本医学会に返還しなければならない。

11 専門医資格喪失者の再確認

専門医の資格を喪失した者が再び専門医の資格を申請する場合の手続きは、内規及び本申し合わせに基づく資格審査、試験により行う。ただし、認定委員会が認めたものについては理事会の議を経て臨床研修を免除し、試験のみで認定することができる。

附 則

本申し合わせは、平成15年9月27日より施行する。

本申し合わせは、平成30年1月27日より施行する。